利用事業規程

(目 的)

第1条 この規程は、この組合が行う利用事業の取扱いについて定め、その適当円滑化を図ることを目的とする。

(利用種類)

- 第2条 この組合が行う利用施設の種類は次のとおりとする。
 - (1) 選果施設
 - (2) 予冷施設
 - (3) 貯蔵施設
 - (4) 育苗施設
 - (5) 乾熱処理施設

(利用申込)

第3条 組合員が前条の施設を利用しようとするときは、口頭または利用申込書により申込みをさせる。

(利用順位)

第4条 施設の利用申込みが、多数の場合は、部会利用を優先させることができる。

(損害負担)

第5条 利用者が第3条の施設利用のため、この組合に引渡した物品について生じた損害は、この組合の故意または過失に基づいたものでないかぎり、利用者の負担とする。

(利用料)

第6条 利用料は種類ごとに理事会で定める。

2 各料金について引落日に引落できない場合は、引落日より30日を経過した日から利息を徴収 する。この利息は、当組合購買未収金取扱要領にある遅延損害金の利率を準用する。

(施設の管理)

- 第7条 利用施設の管理は次による。
 - (1) 機械装置および工具は日常点検を行い調整するほか、定期点検日を設けて修理の要否等 を検査しなければならない。
 - (2) 施設のうち、動力、火気その他危険を伴うものについては、係員以外の者に取り扱わせてはならない。

(掲示事項)

第8条 利用の条件、料金等必要な事項ならび前条の規定による要注意事項は、施設内の見やすい

箇所に掲示等し、利用者にこれを周知させるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決するところによる。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、その都度、理事会において協議決定する。

附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程の変更は、平成23年2月28日から実施する
- この規程の変更は、平成23年10月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成25年12月20日から実施する。
- この規程の変更は、平成27年4月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成29年4月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成29年7月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成31年4月1日から実施する。
- この規程の変更は、令和2年4月1日から実施する。

利用料金一覧表

(1) 選果施設(共選料)

(消費税別途)

項目	量目	料 金	備考
ながいも	10 kg	200 円	
にんじん	10 kg	85 円	
ごぼう	10 kg	200 円	
にんにく	10 kg	210 円	
ばれいしょ	10 kg	115 円	
だいこん	10 kg	35 円	※選別のみ
トヘト	4 kg	115 円	
アピオス	1 kg	160 円	
アスパラガス	1 kg	180 円	

(2) 予冷施設利用料金表 (予冷処理料)

(消費税別途)

ij	Ę	目	量目	料	金	備考	
全	野	菜	1 kg		5 円		

(3) 貯蔵施設利用料金表(保管料)

(消費税別途)

項	目	量目	料	金	備考
ながい	· \$	10 kg		70 円	
17) 17	<u> </u>	10 kg		150 円	
にんに		20 kg		300 円	未調整 1 コンテナ
ごぼ	う	10 kg		40 円	※1スチールコンテナ1,320円
トマ	<u>۲</u>	4 kg		15 円	
馬鈴薯和	重子	10 kg		100 円	※長期保管のもの(12月から翌年3月)
長芋種	子	20 kg		55 円	1コンテナ
その	他	10 kg		50 円	

(4) 乾熱処理施設利用料金表(乾熱料)

(消費税別途)

項	目	量目	料	金		備	考	
17 1 17 2	ノおかか	20 kg		95 円	2 0 kg			
ICN IC	く乾熱料	1コンテナ		95 円	未調整			

(5) 予冷施設利用料(予冷施設料)

(消費税別途)

項		目	量目	料 金	備考
全	野	菜	1 kg	4 円	※共選にんじん除く

(6) 共選施設利用料(共選施設料)

(消費税別途)

	項		目	量目	料 金	備考	
\triangle	共	選!	野	菜	1 kg	4 円	※共選にんじん除く
全	六	迭	判	米	1コンテナ	40 円	にんにく乾熱処理